

兵庫県立高校において 令和4年(2022年)度入学生から BYOD(※1)による 1人1台端末の活用が始まります

兵庫県立高校において、学習指導要領の改定に合わせ、生徒一人一人がICT(※2)を活用して、主体的に学びを深めることができるよう、令和4年度からBYODによる1人1台端末の活用が始まります。

今後の1人1台端末の活用に向けて、令和4年度の新1年生から学習用端末のご購入をお願いします。



1人1台端末の活用により

学びの深化 学びの転換を図ります

- 個人が調べた内容について、リアルタイムに共有しながら、グループで学びあうことにより、学びを一層深めることができます。

情報活用能力の育成を図ります

- 情報を適切に収集・整理・分析・発信できるようになる力を育みます。

次のような学び方がいつでも可能となります

- 動画等のデジタル教材の活用
- インターネットを用いた情報収集
- 写真や動画による記録や作品の共同制作
- デジタルホワイトボードなどを用いた協働学習
- アンケート機能を用いた意見収集
- 課題のオンラインでの提出など



※1 BYOD : Bring Your Own Device 個人が所有する端末を学校で利用すること

※2 ICT : Information and Communication Technology 情報通信技術

端末導入に関する Q&A

Q 小中学校は公費で整備されたのに、高校では保護者の負担になるのはなぜですか？

A 義務教育である小中学校では、児童生徒全員分の端末整備に対し、国の補助金制度が設けられていますが、高等学校では限られた台数のみの補助金制度となっており、公費での整備は難しい状況です。

また、兵庫県立高校や神戸市立をはじめ、ほかの多くの政令指定都市の高校も私費負担を基本としています。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q なぜ令和4年（2022年）4月からなのですか？

A 令和4年度の一年生から、学年（年次）進行で新たな学習指導要領が実施され、情報活用能力の向上が一層求められるため、普段の学習活動からの能力育成が重要です。また、小中学校では、令和3年（2021年）度から、全学年で1人1台端末を活用した授業が始まっており、現在の小中学生が高校に進学しても切れ目なく同様に学べる環境を整える必要があります。

Q 何を買えばいいですか？

タブレット端末	・ Google Workspace が使えるもの・ Microsoft Teams が使えるもの・ ディスプレイサイズが iPad ミニ（7.9インチ）以上のもの・ インカメラ・ アウトカメラ 購入例：アップル Apple iPad（第9世代）10.2インチ Wi-Fi モデル 64GB スペースグレイ [MK2K3J/A]
スタイラスペン	タブレット端末に対応したもの
キーボード	タブレット端末に対応したもの・利用時に端末を自立させるものが望ましい。

端末の仕様に差異が大きいと支障が出るため、一定の仕様を満たした機器をご用意ください。ちなみに iPad には Pro や mini、Air などの種類がありますが、どれも構いません。また、本体色も何色でも構いません。

Q 新品を購入しないといけないのですか

A いいえ。学校に持参できる iPad などのタブレット端末やノートパソコンがあれば最新機種を新規に購入する必要はありません。もちろんリユース品でも結構です。

Q どこで買えばいいのですか

A 家電量販店や通信販売、Apple Store など、同機種を扱っているところであればどこで買っても結構です。Apple 公式サイトで購入の場合は学割が使えます。

Q いつまでに準備すればいいのですか

A 入学時には購入するものがたくさんありますので、4 月中に用意していただければ結構です。学校では 5 月からの活用を予定しています。

Q 保証や保険には入っておく必要はありますか

A 基本的に学校が契約者となる G I G A スクール端末向け保険に加入をしていただきます。(年 1,500 円程度)

Q 学校で充電はできますか

A いいえ。学校では充電はできません。ご家庭で充電してから持参していただきます。学校では連続して数時間も使うことは想定していませんので問題はないと思いますが、不安がある場合は予備のバッテリーを持参すればよいでしょう。

Q 購入代金が準備できない

A 兵庫県高等学校振興協会では奨学金に加算してタブレット端末等購入費等貸与の制度があります。詳しくは兵庫県高等学校振興協会へお問い合わせください。

生業扶助受給世帯(生活保護)、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0 円)世帯に該当する方は貸与端末がありますので県立学校教育用端末貸与申請書と必要書類を提出してください。